

令和8年6月25日改正

サンメッセ株式会社

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、サンメッセ株式会社と称し、英文ではSun Messe Co.,Ltd.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 凸版、凹版、平版、活版その他各種の製版、印刷、製本並びにその製品の販売
2. 紙器、段ボール、製罐その他包装用品の製造販売
3. 紙、金属、繊維、木材、陶土、合成樹脂等による包装材、建装材及びこれらに関連する製品の製造販売
4. 映像、音響、教育機器及び事務用機器の製造販売
5. 広告、情報及び宣伝並びにこれらの媒体の企画、編集、制作、処理、加工及び販売
6. 不動産の売買、賃貸、管理、保有及び運用
7. 通信情報処理機器及び印刷機械等のリース業
8. 映画、演劇その他大衆娯楽に関する事業
9. 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造並びにこれらの製造販売
10. 労働者派遣事業
11. 倉庫業
12. イベントの企画及び運営
13. コンベンションの企画、誘致及び運営
14. コンサルティング及びマーケティングリサーチ業務
15. 建築及び建築設計に関する業務
16. 食品及び清涼飲料水の販売
17. 催事場の企画及び運営
18. 陶器及び雑貨の販売
19. 銘板及び銘木の販売
20. 喫茶店の経営
21. 観光情報の提供並びにツアーの企画及び運営
22. 建物・公共施設等の運営管理に関する請負業務
23. 企業に対するメンタルヘルス及び健康管理に関する受託業務
24. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を岐阜県大垣市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、6, 000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第9条 当社の株主権行使の手續その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会の招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定める順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会の決議方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会の議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当社に提出するものとする。

(株主総会の議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、14名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

3 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(取締役の任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定める順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(代表取締役及び役付取締役)

第25条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を、必要に応じて取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(顧問及び相談役)

第30条 取締役会は、その決議によって、顧問又は相談役各若干名を置くことができる。顧問及び相談役は、当会社の重要業務につき取締役会の諮問に応ずるものとする。

2 顧問及び相談役の報酬等は、取締役会の決議によって定める。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集権者)

第31条 監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(常勤の監査等委員)

第35条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規程)

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第37条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任限定契約)

第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、当社がその支払を開始した日より満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 前項の金銭に対しては利息をつけない。

附 則

当社は、第70回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。